

# 令和7年3月亀山市議会定例会 提出議案 条例新旧対照表

		頁
議案第13号	亀山市職員給与条例の一部改正について	1
議案第16号	亀山市手数料条例の一部改正について	12
議案第18号	亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	60
議案第22号	亀山市営住宅条例の一部改正について	61

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(昇給の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定により職員(次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給_____とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>3 次各号に掲げる_____職員の第1項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>(1) 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(昇給の基準)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定により職員(次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(給料表における職務の級が7級以上である職員にあっては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>3 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員の第1項の規定による昇給は、_____同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>4～6 (略)</p>

(扶養範囲)

第17条 前条の扶養親族とは、職員と同一戸籍内にある\_\_\_\_\_満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(以下「扶養親族たる子」という。)をいう。ただし、相当の勤労所得、資産所得、事業所得その他の所得があつて扶養を受けていないことが明瞭な者は、扶養親族としない。

(扶養手当の額)

第19条 扶養手当の月額を、扶養親族たる子\_\_\_\_\_については1人につき13,000円とし、同条に該当する扶養親族のうち配偶者及び前条に掲げる扶養親族については1人につき6,500円とする。

2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間\_\_\_\_\_にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養親族の届出)

第19条の2 新たに第16条の職員たる要件を具備するに至った職員

(扶養範囲)

第17条 前項の扶養親族とは、職員と同一戸籍内にある配偶者及び満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子\_\_\_\_\_をいう。ただし、相当の勤労所得、資産所得、事業所得その他の所得があつて扶養を受けていないことが明瞭な者は、扶養親族としない。

2 内縁関係にある者(民法(明治29年法律第89号)第739条の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者をいう。)は、前項の規定の適用について配偶者とみなす。

(扶養手当の額)

第19条 扶養手当の月額を、第17条に該当する扶養親族のうち子については1人につき1万円\_\_\_\_\_とし、同条に該当する扶養親族のうち配偶者及び前条に掲げる扶養親族については1人につき6,500円とする。

2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、扶養の事実等を認定することができる場合として市長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(扶養手当の支給の始期及び終期)

第22条 扶養手当の支給は、職員が新たに第16条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日（市長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第19条の2第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(扶養手当の支給区分)

第22条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第17条第1項並びに第18条第2号及び第3号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を

(地域手当)

第26条 (略)

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、100分の4（職員が在勤する地域又は公署を異にして異動した場合であつて市長が特に必要と認めたときは、100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合）を乗じて得た額とする。

欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(地域手当)

第26条 (略)

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、100分の6（職員が在勤する地域又は公署を異にして異動した場合であつて市長が特に必要と認めた場合は、100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合）を乗じて得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第34条 前条の規定により管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において、「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定による規則で指定する職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) (略)

4 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第34条 前条の規定により管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において、「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定による規則で定める職にある者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) (略)

4 (略)

第45条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者であつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）でその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第46条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

第45条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者であつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）でその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第46条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 及び(3) (略)

4～6 (略)

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 及び(3) (略)

4～6 (略)

(改正後)

別表（第4条関係）  
行政職給料表（一）

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
定年再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	

(改正前)

別表（第4条関係）  
行政職給料表（一）

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額							
定年再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000

30	226,700	264,700	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>
31	227,800	265,500	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>
32	228,900	266,300	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>
33	230,000	267,000	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>
34	231,100	267,800	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>
35	232,200	268,600	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>
36	233,300	269,300	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>
37	234,400	270,000	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>
38	235,400	270,800	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>
39	236,400	271,600	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>
40	237,300	272,300	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>
41	238,200	273,000	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>
42	239,100	273,800	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>
43	239,900	274,600	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>
44	240,700	275,300	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>
45	241,400	276,000	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>
46	242,000	276,700	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>	
47	242,600	277,400	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>	
48	243,200	278,100	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>	
49	243,800	278,800	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>	
50	244,400	279,500	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>	
51	245,000	280,200	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>	
52	245,500	280,900	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>	
53	246,000	281,500	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>	
54	246,400	282,200	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>	
55	246,700	282,800	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>	
56	247,000	283,500	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>	
57	247,300	284,100	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>	
58	247,600	284,800	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>	
59	247,900	285,400	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>	
60	248,200	286,100	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>	
61	248,500	286,700	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>	
62	248,800	287,400	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>	
63	249,100	288,000	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>	
64	249,400	288,500	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>	
65	249,700	289,000	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>	

30	226,700	264,700	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>	<u>466,700</u>
31	227,800	265,500	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>	<u>467,400</u>
32	228,900	266,300	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>	<u>468,100</u>
33	230,000	267,000	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>	<u>468,800</u>
34	231,100	267,800	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>	<u>469,500</u>
35	232,200	268,600	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>	<u>470,100</u>
36	233,300	269,300	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>	<u>470,700</u>
37	234,400	270,000	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>	<u>471,200</u>
38	235,400	270,800	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>	<u>471,800</u>
39	236,400	271,600	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>	<u>472,400</u>
40	237,300	272,300	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>	<u>473,000</u>
41	238,200	273,000	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>	<u>473,500</u>
42	239,100	273,800	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>	<u>474,000</u>
43	239,900	274,600	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>	<u>474,400</u>
44	240,700	275,300	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>	<u>474,700</u>
45	241,400	276,000	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>	<u>475,000</u>
46	242,000	276,700	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>	
47	242,600	277,400	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>	
48	243,200	278,100	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>	
49	243,800	278,800	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>	
50	244,400	279,500	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>	
51	245,000	280,200	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>	
52	245,500	280,900	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>	
53	246,000	281,500	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>	
54	246,400	282,200	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>	
55	246,700	282,800	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>	
56	247,000	283,500	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>	
57	247,300	284,100	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>	
58	247,600	284,800	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>	
59	247,900	285,400	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>	
60	248,200	286,100	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>	
61	248,500	286,700	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>	
62	248,800	287,400	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>		
63	249,100	288,000	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>		
64	249,400	288,500	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>		
65	249,700	289,000	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>		

66	250,000	289,600	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>
67	250,300	290,100	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>
68	250,600	290,700	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>
69	250,900	291,200	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>
70	251,200	291,700	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>
71	251,500	292,300	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>
72	251,800	292,900	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>
73	252,100	293,400	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>
74	252,400	293,900	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	
75	252,700	294,300	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	
76	253,000	294,600	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	
77	253,300	294,800	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	
78	253,600	295,100	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>	
79	253,900	295,300	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	
80	254,200	295,600	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>	
81	254,500	295,800	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>	
82	254,800	296,000	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>	
83	255,100	296,300	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>	
84	255,400	296,500	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>	
85	255,700	296,800	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>	
86	256,000	297,100	<u>346,000</u>			
87	256,300	297,400	<u>346,400</u>			
88	256,600	297,700	<u>346,800</u>			
89	256,900	298,000	<u>347,000</u>			
90	257,200	298,300	<u>347,400</u>			
91	257,500	298,600	<u>347,800</u>			
92	257,800	299,000	<u>348,200</u>			
93	258,100	299,200	<u>348,400</u>			
94		299,400	<u>348,800</u>			
95		299,700	<u>349,200</u>			
96		300,100	<u>349,500</u>			
97		300,300	<u>349,800</u>			
98		300,600	<u>350,200</u>			
99		301,000	<u>350,600</u>			
100		301,400	<u>351,000</u>			
101		301,600	<u>351,500</u>			

66	250,000	289,600	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>
67	250,300	290,100	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>
68	250,600	290,700	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>
69	250,900	291,200	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>
70	251,200	291,700	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>
71	251,500	292,300	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>
72	251,800	292,900	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>
73	252,100	293,400	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>
74	252,400	293,900	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>
75	252,700	294,300	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>
76	253,000	294,600	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>
77	253,300	294,800	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>
78	253,600	295,100	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>
79	253,900	295,300	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>
80	254,200	295,600	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>
81	254,500	295,800	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>
82	254,800	296,000	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>
83	255,100	296,300	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>
84	255,400	296,500	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>
85	255,700	296,800	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>
86	256,000	297,100	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>	
87	256,300	297,400	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	
88	256,600	297,700	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>	
89	256,900	298,000	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>	
90	257,200	298,300	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>	
91	257,500	298,600	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>	
92	257,800	299,000	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>	
93	258,100	299,200	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>	
94		299,400	<u>347,400</u>			
95		299,700	<u>347,800</u>			
96		300,100	<u>348,200</u>			
97		300,300	<u>348,400</u>			
98		300,600	<u>348,800</u>			
99		301,000	<u>349,200</u>			
100		301,400	<u>349,500</u>			
101		301,600	<u>349,800</u>			

	102		301,900	<u>351,900</u>					
	103		302,200	<u>352,300</u>					
	104		302,500	<u>352,700</u>					
	105		302,700	<u>353,200</u>					
	106		303,000	<u>353,600</u>					
	107		303,300	<u>353,900</u>					
	108		303,600	<u>354,200</u>					
	109		303,800	<u>354,700</u>					
	110		304,200						
	111		304,600						
	112		304,900						
	113		305,100						
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、第11条に規定する職員以外の職員に適用する。

	102		301,900	<u>350,200</u>					
	103		302,200	<u>350,600</u>					
	104		302,500	<u>351,000</u>					
	105		302,700	<u>351,500</u>					
	106		303,000	<u>351,900</u>					
	107		303,300	<u>352,300</u>					
	108		303,600	<u>352,700</u>					
	109		303,800	<u>353,200</u>					
	110		304,200	<u>353,600</u>					
	111		304,600	<u>353,900</u>					
	112		304,900	<u>354,200</u>					
	113		305,100	<u>354,700</u>					
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、第11条に規定する職員以外の職員に適用する。

亀山市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第3（第2条関係）			別表第3（第2条関係）		
1 建築基準法関係手数料			1 建築基準法関係手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項（法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	確認申請又は計画通知の手数料	2の1の表に定める金額 （申請又は通知に係る建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為である場合で、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に適合するか	1 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	確認申請又は計画通知の手数料	2の表に定める金額

		どうかを審査するとき は、建築物ごとに、2の 2の表に定める金額を加 算した金額)			
2 法第7条第1項（法 第87条の4又は第 88条第1項において 準用する場合を含む。） の規定に基づく検査の 申請又は法第18条第 20項（法第87条の 4又は第88条第1項 において準用する場合 を含む。）の規定に基 づく通知に対する審査	完了検査申請又は完 了通知の手数料	3の表に定める金額	2 法第7条第1項（法 _____第 88条第1項において 準用する場合を含む。） の規定に基づく検査の 申請又は法第18条第 20項（法_____ _____第88条第1項 において準用する場合 を含む。）の規定に基 づく通知に対する審査	完了検査申請又は完 了通知の手数料	3の表に定める金額
3 法第7条の3第1項 （法第87条の4又は 第88条第1項におい て準用する場合を含 む。）の規定に基づく 検査の申請又は法第 18条第28項（法第 87条の4又は第88	中間検査申請又は特 定工程工事終了通知 の手数料	4の表に定める金額	3 法第7条の3第1項 （法_____ 第88条第1項におい て準用する場合を含 む。）の規定に基づく 検査の申請又は法第 18条第28項（法__ _____第88	中間検査申請又は特 定工程工事終了通知 の手数料	4の表に定める金額

条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知に対する審査		
4 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号(法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請又は法第18条第38項第1号若しくは第2号(法87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	120,000円
5～17 (略)	(略)	(略)
2の1 確認申請又は計画通知の手数料		
(1) 建築物を建築する場合(移転(同一敷地内における移転に限る。以下同じ。))する場合を除く。)		

条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく通知に対する審査		
4～16 (略)	(略)	(略)
2 確認申請又は計画通知の手数料		
(1) 建築物を建築する場合(移転(同一敷地内における移転に限る。以下同じ。))する場合を除く。)		

床面積の合計		金額
30平方メートル以内のもの		12,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの		27,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの		63,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの		97,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		110,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		160,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		239,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの		352,000円
50,000平方メートルを超えるもの		630,000円
(2) 確認又は通知を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）		
手数料の金額	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について、（1）の表により算出した額	

床面積の合計		金額
30平方メートル以内のもの		8,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの		19,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの		41,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの		63,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		107,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		155,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの		231,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの		341,000円
50,000平方メートルを超えるもの		610,000円
(2) 確認又は通知を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）		
手数料の金額	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について、（1）により算出した額	

(3) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（(4)の表に掲げる場合を除く。）

手数料の金額	当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について、(1)の表により算出した額
--------	--

(4) 確認又は通知を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合

手数料の金額	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について、(1)の表により算出した額
--------	---

(5) 建築設備を設置する場合（(6)の表に掲げる場合を除く。）

区分	金額
小荷物専用昇降機以外の建築設備	23,000円
小荷物専用昇降機	8,000円

(6) 確認又は通知を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合

区分	金額
小荷物専用昇降機以外の建築設備	10,000円
小荷物専用昇降機	5,000円

(7) 工作物の場合

区分	金額
工作物を築造する場合	17,000円
確認又は通知を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	7,000円

(3) 建築物を移転する場合（(4)に掲げる場合を除く。）

手数料の金額	当該移転に係る部分の床面積の2分の1について、(1)により算出した額
--------	------------------------------------

(4) 確認又は通知を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合

手数料の金額	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について、(1)により算出した額
--------	---------------------------------------

(5) 工作物の場合

区分	金額
工作物を築造する場合	17,000円
確認又は通知を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	7,000円

2の2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく審査手数料

区分	床面積の合計	金額
一戸建て の住宅	200平方メートル以内のもの	15,000円
	200平方メートルを超えるもの	16,000円
共同住宅 等	300平方メートル以内のもの	27,000円
	300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	42,000円
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	66,000円
	5,000平方メートルを超えるもの	85,000円
備考 この表において、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。		

3 完了検査申請又は完了通知の手数料

(1) 建築物（法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物を除く。）を建築した場合（移転した場合を除く。）

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	29,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	35,000円
100平方メートルを超え200平方メートル	58,000円

3 完了検査申請又は完了通知の手数料

(1) 建築物（法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物を除く。）を建築した場合（移転した場合を除く。）

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	17,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	22,000円
100平方メートルを超え200平方メートル	36,000円

<u>以内のもの</u>	
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	82,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	88,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	97,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	177,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	252,000円
50,000平方メートルを超えるもの	464,000円

(2) 建築物（法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。）を建築した場合（移転した場合を除く。）

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	28,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	34,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	56,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	79,000円

<u>以内のもの</u>	
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	51,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	67,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	95,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	171,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	244,000円
50,000平方メートルを超えるもの	449,000円

(2) 建築物（法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物に限る。）を建築した場合（移転した場合を除く。）

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	17,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	21,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	34,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	49,000円

500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	84,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	91,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	169,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	245,000円
50,000平方メートルを超えるもの	458,000円
(3) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合	
手数料の金額	当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について、(1)により算出した額
(4) 建築設備を設置した場合	
区分	金額
小荷物専用昇降機以外の建築設備	41,000円
小荷物専用昇降機	24,000円
(5) 工作物の場合	
区分	金額
工作物	29,000円
4 中間検査申請又は特定工程工事終了通知の手数料	
中間検査を行う部分の床面積の合計	金額

500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	64,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	89,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	164,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	237,000円
50,000平方メートルを超えるもの	443,000円
(3) 建築物を移転した場合	
手数料の金額	当該移転に係る部分の床面積の2分の1について、(1)により算出した額
(4) 工作物の場合	
区分	金額
工作物	29,000円
4 中間検査申請又は特定工程工事終了通知の手数料	
中間検査を行う部分の床面積の合計	金額

30平方メートル以内のもの	<u>26,000円</u>
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>32,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>50,000円</u>
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>71,000円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>77,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>86,000円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>148,000円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	<u>211,000円</u>
50,000平方メートルを超えるもの	<u>404,000円</u>

## 別表第6（第2条関係）

## 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	2の表に定める金額

30平方メートル以内のもの	<u>17,000円</u>
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>21,000円</u>
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>33,000円</u>
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>47,000円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>62,000円</u>
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>84,000円</u>
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>143,000円</u>
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	<u>204,000円</u>
50,000平方メートルを超えるもの	<u>391,000円</u>

## 別表第6（第2条関係）

## 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	2の表に定める金額

<p>項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査</p>			<p>法律第53号)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査</p>		
<p>2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料</p>	<p>3の表に定める金額</p>	<p>2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料</p>	<p>3の表に定める金額</p>
<p>3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項に規定する軽微な変更に関する事項に該当していることを証する書面の交付申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更に関する事項に該当する旨の証明書交付申請手数料</p>	<p>4の表に定める金額</p>	<p>3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項に規定する軽微な変更に関する事項に該当していることを証する書面の交付申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更に関する事項に該当する旨の証明書交付申請手数料</p>	<p>4の表に定める金額</p>
<p>4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する事項</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画</p>	<p>5の表に定める1棟当たりの金額を合算して得た金額。</p>	<p>4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する事項</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画</p>	<p>5の表に定める1棟当たりの金額を合算して得た金額。</p>

する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	認定申請手数料	ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定による申出がある場合は、別表第3の1の表1の項に定める金額を加算する。	する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	認定申請手数料	ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定による申出がある場合は、別表第3の1の表1の項に定める金額を加算する。
5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	6の表に定める1棟当たりの金額（新たに加える建築物については、5の表に定める1棟当たりの金額）を合算して得た金額。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出がある場合は、別表第3の1の表1の項に定める金額を加算する。	5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	6の表に定める1棟当たりの金額（新たに加える建築物については、5の表に定める1棟当たりの金額）を合算して得た金額。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出がある場合は、別表第3の1の表1の項に定める金額を加算する。
			6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能	建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	7の表に定める金額。

--	--	--

2 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

(1) 住宅の場合

区分	1件当たりの手数料の金額	
	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合	その他の場合
一戸建ての住宅	5,000円	36,000円
共同住宅 総戸数が1戸のもの	5,000円	36,000円

	に係る認定の申請に対する審査	
--	----------------	--

2 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	1件当たりの手数料の金額	
	建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合	その他の場合
建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合 判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法によ

住 宅 等	部 分	総戸数が1戸 を超え5戸以 下のもの	10,000円	74,000円	確保計画が同様 の方法により評 価されたもので ある場合		り評価された ものである場 合							
		総戸数が5戸 を超え10戸 以下のもの	17,000円	104,000円						300平方 メートル以 内のもの	10,000円	21,000円	98,000円	256,000円
		総戸数が10 戸を超え25 戸以下のもの	28,000円	147,000円						300平方 メートルを 超え1,000 平方メート ル以内のも の	18,000円	29,000円	124,000円	321,000円
		総戸数が25 戸を超え50 戸以下のもの	48,000円	211,000円						1,000 平方メート ルを超え 2,000 平方メート ル以内のも の	28,000円	42,000円	164,000円	415,000円
		総戸数が50 戸を超え100 戸以下のもの	86,000円	303,000円						2,000 平方メート ルを超え	86,000円	107,000円	266,000円	592,000円
		総戸数が100 戸を超え200 戸以下のもの	137,000円	411,000円						2,000 平方メート ルを超え				
		総戸数が200 戸を超え300 戸以下のもの	173,000円	539,000円						2,000 平方メート ルを超え				
		総戸数が300 戸を超えるも	185,000円	633,000円										

共用部分	の			5,000				
	床面積が300	10,000円	117,000円	平方メートル以内のもの				
	平方メートル以内のもの							
	床面積が300	18,000円	155,000円	5,000	137,000	161,000	348,000	730,000
	平方メートルを超え1,000			平方メートルを超え	円	円	円	円
	平方メートル以内のもの			10,000				
	床面積が	28,000円	194,000円	平方メートル以内のもの				
	1,000平方メートルを超え2,000			の	10,000	173,000	200,000	418,000
平方メートル以内のもの				平方メートルを超え	円	円	円	円
床面積が	86,000円	303,000円	25,000					
2,000平方メートルを超え5,000			平方メートル以内のもの	平方メートル				
平方メートル以内のもの			の	25,000	217,000	249,000	490,000	984,000
床面積が	137,000円	389,000円	平方メートルを超えるもの	平方メートル	円	円	円	円
5,000平方			備考					

方メートルを 超え10,000 平方メートル 以内のもの		
床面積が 10,000 平方メートル を超え25,000 平方メートル 以内のもの	173,000円	465,000円
床面積が 25,000 平方メートル を超えるもの	217,000円	541,000円

## 備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分进行う。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分进行う。
- 4 共同住宅等の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
  - ア 工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄に定める金額
  - イ 工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額
  - ウ ア又はイに規定する場合以外の場合 建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第3欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額とを合算した額。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額を超える場合は、当該第4欄又は第5欄の金額
- 2 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分

(1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合  
 場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

(2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

建築物エネルギー消費	1件当たりの手数料の金額	
性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物にお	その他の場合
	建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合
		判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって
		左記以外の評価方法により評価されたものである場合

	ける建築物エネ ルギー消費性能 確保計画が同様 の方法により評 価されたもので ある場合		市長が別に定 める方法によ り評価された ものである場 合	
300平方 メートル以 内のもの	10,000円	21,000円	98,000円	256,000円
300平方 メートルを 超え1,000 平方メー トル以内の もの	18,000円	29,000円	124,000円	321,000円
1,000 平方メー トルを超え 2,000 平方メー トル以内の もの	28,000円	42,000円	164,000円	415,000円
2,000 平方メー トル以内の もの	86,000円	107,000円	266,000円	592,000円

平方メートルを超え		円	円	円
5,000				
平方メートル以内のもの				
5,000	137,000	161,000	348,000	730,000
平方メートルを超え	円	円	円	円
10,000				
平方メートル以内のもの				
10,000	173,000	200,000	418,000	862,000
平方メートルを超え	円	円	円	円
25,000				
平方メートル以内のもの				
25,000	217,000	249,000	490,000	984,000
平方メートルを超える	円	円	円	円

もの

備考 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

(1) 工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合  
建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄に定める金額

(2) 工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額

(3) (1) 又は (2) に規定する場合以外の場合 建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第3欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額とを合算した額。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額を超える場合は、当該第4欄又は第5欄の金額

(3) 複合建築物の場合

1 件当たりの手数料の金額
住宅部分に応じたこの表の(1)に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた(2)に掲げる手数料の金額を合算した額
備考 この表において「複合建築物」とは、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。

3 建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料

(1) 住宅の場合

区分	1 件当たりの手数料の金額	
	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅	3,000円	18,000円

3 建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	1 件当たりの手数料の金額			
	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物にお	建築物の非住宅部分の用途が工場等(工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。)である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

共同住宅等	住戸部分	総戸数が1戸のもの	3,000円	18,000円	いて、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合					
		総戸数が1戸を超え5戸以下のもの	6,000円	38,000円							
		総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	10,000円	54,000円							
		総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	17,000円	76,000円							
		総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	29,000円	110,000円			300平方メートル以内のもの	6,000円	11,000円	50,000円	129,000円
		総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	52,000円	160,000円			300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	16,000円	64,000円	162,000円
		総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	82,000円	219,000円			1,000平方メートルを超え2,000	17,000円	24,000円	85,000円	210,000円
		総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	104,000円	287,000円							

	総戸数が300戸を超えるもの	111,000円	335,000円	平方メートル以内のもの					
共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	6,000円	59,000円	2,000平方メートルを超え	52,000円	62,000円	142,000円	305,000円	
	床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	79,000円	5,000平方メートル以内のもの					
	床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,000円	100,000円	5,000平方メートルを超え	82,000円	95,000円	188,000円	379,000円	
	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円	160,000円	10,000平方メートルを超え	104,000円	118,000円	227,000円	449,000円	
				25,000平方メートル以内のもの					

床面積が 5,000平方メートルを 超え10,000平方メートル 以内のもの	82,000円	208,000円
床面積が 10,000平方メートルを 超え25,000平方メートル 以内のもの	104,000円	249,000円
床面積が 25,000平方メートル を超えるもの	130,000円	292,000円

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

の				
25,000平方メートルを超えるもの	130,000円	147,000円	268,000円	514,000円

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
  - ア 工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄に定める金額
  - イ 工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額
  - ウ ア又はイに規定する場合以外の場合 建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第3欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額

4 共同住宅等の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

(1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

(2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	1件当たりの手数料の金額			
	建築物エネルギー消費性能向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する	建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	その他の場合
		建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
			判定に係る建築物エネルギー消費性能向上に関する法律第2条第1項第3号の規定に基づき定められ	

額とを合算した額。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額を超える場合は、当該第4欄又は第5欄の金額

2 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。

	他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合		た簡易な評価方法であつて市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
300平方メートル以内のもの	6,000円	11,000円	50,000円	129,000円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000円	16,000円	64,000円	162,000円
1,000平方メートルを超え	17,000円	24,000円	85,000円	210,000円

2,000 平方メートル以内のもの				
2,000 平方メートルを超え	52,000円	62,000円	142,000円	305,000円
5,000 平方メートル以内のもの				
5,000 平方メートルを超え	82,000円	95,000円	188,000円	379,000円
10,000 平方メートル以内のもの				
10,000 平方メートルを超え	104,000円	118,000円	227,000円	449,000円
25,000 平方メートル				

ル以内のも の				
25,000	130,000	147,000	268,000	514,000
平方メート ルを超える もの	円	円	円	円

備考 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

(1) 工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄に定める金額

(2) 工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額

(3) ア又はイに規定する場合以外の場合 建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第3欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額とを合算した額。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部

分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める金額を超える場合は、当該第4欄又は第5欄の金額

(3) 複合建築物の場合

1件当たりの手数料の金額
住宅部分に応じたこの表の(1)の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた(2)の表に掲げる手数料の金額を合算した額
備考 この表において「複合建築物」とは、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。

4 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更に応ずる旨の証明書交付申請手数料

(1) 住宅の場合

区分		1件当たりの手数料の金額
一戸建ての住宅		9,000円
共同住宅等	総戸数が1戸のもの	9,000円
	総戸数が1戸を超え5戸以下のもの	19,000円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	27,000円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	38,000円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	55,000円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	80,000円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	109,000円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	143,000円

4 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更に応ずる旨の証明書交付申請手数料

建築物エネルギー	1件当たりの手数料の金額	
一消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合 (工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。)	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合 判定に係る建築物 エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定に基づき定め
		左記以外の評価方法により評価されたものである場合

	総戸数が300戸を超えるもの	167,000円
共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	29,000円
	床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	39,000円
	床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	50,000円
	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	80,000円
	床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	104,000円
	床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	124,000円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	146,000円
	備考	
	1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。	
	2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。	
3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。		
4 共同住宅等の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。		

			られた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合
300平方メートル以内のもの	5,000円	25,000円	64,000円
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	8,000円	32,000円	81,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	12,000円	42,000円	105,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	31,000円	71,000円	152,000円
5,000平方メートルを超	47,000円	94,000円	189,000円

(1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
(2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	1件当たりの手数料の金額		
建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
(工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。)	判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
300平方メートル	5,000円	25,000円	64,000円

え 10,000平方メートル以内のもの			
10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内のもの	59,000円	113,000円	224,000円
25,000平方メートルを超えるもの	73,000円	134,000円	257,000円

備考

- 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第2欄に定める金額とする。
- 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める金額とする。
- 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（前2項に規定する場合を除く。）については、当該建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第2欄に定める金額と工場等以外

トル以内のもの			
300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	8,000円	32,000円	81,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	12,000円	42,000円	105,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	31,000円	71,000円	152,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	47,000円	94,000円	189,000円
10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	59,000円	113,000円	224,000円

の用途の部分の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める金額とを合算した額とする。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める金額を超える場合は、当該第3欄又は第4欄の金額とする。

4 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。

方メートル以内			
のもの			
備考			
<p>1 <u>工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第2欄に定める金額とする。</u></p> <p>2 <u>工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める金額とする。</u></p> <p>3 <u>工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（前2項に規定する場合を除く。）については、当該建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第2欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める金額とを合算した額とする。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める金額を超える場合は、当該第3欄又は第4欄の金額とする。</u></p>			
(3) 複合建築物の場合			
<u>1件当たりの手数料の金額</u>			
住宅部分に応じたこの表の(1)の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた(2)の表に掲げる手数料の金額を合算した額			

備考 この表において「複合建築物」とは、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。

5 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである	その他の場合
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである	申請に係る建築物のエネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であつて市長が別に定める方法により評価されたものである場合

5 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである	その他の場合
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである	申請に係る建築物のエネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であつて市長が別に定める方法により評価されたものである場合

	る場合	場合	
(略)	(略)	(略)	(略)
備考			
1～4 (略)			

(2) 非住宅建築物の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築	その他の場合
物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定により定められた簡易な評価方法であつて市長が別に定める方法に	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

	る場合	場合	
(略)	(略)	(略)	(略)
備考			
1～4 (略)			

(2) 非住宅建築物の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築	その他の場合
物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の規定により定められた簡易な評価方法であつて市長が別に定める方法に	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

			より評価され たものである 場合	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				

(3) 複合建築物の場合

<u>1棟当たりの手数料の金額</u>	
住宅部分に応じたこの表の(1)の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた(2)の表に掲げる手数料の金額を合算した額	

			より評価され たものである 場合	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				

(3) 複合建築物の場合

<u>1棟当たりの手数料の金額</u>	
申請対象部分が次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算する。	
(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 <u>別表第6の5の(1)の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額</u>	
(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合 <u>ア及びイの金額を合算した額</u>	
ア <u>住戸部分の総戸数に応じた別表第6の5の(1)の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</u>	
イ <u>共用部分の床面積に応じた別表第6の5の(1)の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額</u>	
(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 <u>(2)のアの額</u>	
(4) 住宅以外の用途に供する部分を有する場合 <u>住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた別表第6の5の(2)の表に掲げる非住宅</u>	

備考 この表において「複合建築物」とは、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。

建築物の手数料の金額

備考

- 1 この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

6 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

6 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

(1) 住宅の場合

(1) 住宅の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる	その他の場合
	申請に係る建築物のエネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

区分	1棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる	その他の場合
	申請に係る建築物のエネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

			基準又はこれ と同等の基準 に適合するも のとして市長 が別に定める 方法により技 術的審査を受 けたものであ る場合	第1号の規定 により定めら れた簡易な評 価方法であっ て市長が別に 定める方法に より評価され たものである 場合	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～4 (略)					

(2) 非住宅建築物の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額		
	申請に係る建築	その他の場合	
物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関	申請に係る建築物エネルギー消費性能の向上等に関	左記以外の評価方法により評価されたものである

			基準又はこれ と同等の基準 に適合するも のとして市長 が別に定める 方法により技 術的審査を受 けたものであ る場合	第1号の規定 により定めら れた簡易な評 価方法であっ て市長が別に 定める方法に より評価され たものである 場合	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1～4 (略)					

(2) 非住宅建築物の場合

区分	1棟当たりの手数料の金額		
	申請に係る建築	その他の場合	
物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関	申請に係る建築物エネルギー消費性能の向上等に関	左記以外の評価方法により評価されたものである

		掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	する法律第30条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	る場合
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				

(3) 複合建築物の場合

<u>1棟当たりの手数料の金額</u>
住宅部分に応じたこの表の(1)の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた(2)の表に掲げる手数料の金額を合算した額

		掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	する法律第30条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	る場合
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				

(3) 複合建築物の場合

<u>1棟当たりの手数料の金額</u>
申請対象部分が次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を加算する。
(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合 別表第6の6の(1)の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額
(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合 ア及びイの金額を合算し

	<p>た額</p> <p>ア 住戸部分の総戸数に応じた別表第6の6の(1)の表に掲げる 共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</p> <p>イ 共用部分の床面積に応じた別表第6の6の(1)の表に掲げる 共同住宅等の共用部分の手数料の金額</p> <p>(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物で共用部分の誘導設 計一次エネルギー消費量を算定しない場合 (2) のアの額</p> <p>(4) 住宅以外の用途に供する場合を有する場合 住宅以外の用途に供す る部分の床面積に応じた別表第6の6の(2)の表に掲げる非住宅建 築物の手数料の金額</p>						
<p>備考 この表において「複合建築物」とは、住宅部分及び非住宅部分を有 する建築物をいう。</p>	<p>備考</p> <p>1 この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用 途に供する建築物をいう。</p> <p>2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸 建ての住宅以外の住宅をいう。</p> <p>3 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。</p> <p>4 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階 段その他の住戸部分以外の部分をいう。</p>						
	<p>7 建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料</p> <p>(1) 住宅の場合</p> <table border="1" data-bbox="1131 1220 1982 1315"> <tr> <td data-bbox="1131 1220 1422 1268">区分</td> <td colspan="2" data-bbox="1422 1220 1982 1268">1件当たりの手数料の金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1268 1422 1315"></td> <td data-bbox="1422 1268 1624 1315">申請に係る建築</td> <td data-bbox="1624 1268 1982 1315">その他の場合</td> </tr> </table>	区分	1件当たりの手数料の金額			申請に係る建築	その他の場合
区分	1件当たりの手数料の金額						
	申請に係る建築	その他の場合					

		物が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	申請に係る建築物の共用部分以外の部分 が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であつて市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合	
	一戸建ての住宅	5,000円	18,700円	36,800円	
共同住宅	住部	1棟の申請戸数が1戸のもの	5,000円	18,700円	36,800円
	分	1棟の申請戸数が1戸を超え5	10,100円	35,300円	74,500円

等

戸以下のもの			
1棟の申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの	17,300円	51,200円	104,800円
1棟の申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの	28,900円	73,600円	147,500円
1棟の申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの	48,400円	111,100円	211,900円
1棟の申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの	86,800円	168,100円	303,800円
1棟の申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの	137,400円	239,500円	411,500円
1棟の申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの	173,600円	309,500円	539,600円

	のもの			
	1棟の申請戸数が300戸を超えるもの	185,100円	352,100円	633,600円
共用部分	床面積が300平方メートル以内のもの	10,100円	117,900円	117,900円
	床面積が300平方メートルを 超え1,000平方メートル以内のもの	18,400円	155,500円	155,500円
	床面積が1,000平方メートルを 超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	194,500円	194,500円
	床面積が2,000平方メートルを 超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円	303,000円	303,000円
	床面積が5,000	137,400円	389,100円	389,100円

平方メートルを 超え10,000 平方メートル以 内のもの		円	円
床面積が 10,000平 方メートルを 超え25,000 平方メートル以 内のもの	173,600円	465,100円	465,100円
床面積が 25,000平 方メートルを 超えるもの	217,000円	541,700円	541,700円

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分  
をいう。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共  
用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 4 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等  
の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の

手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

(2) 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術	その他の場合
	申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法により技術	申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長
		左記以外の評価方法により評価されたものである場合

		的審査を受けた ものである場合	が別に定める 方法により評 価されたもの である場合	
非住宅	床面積が300	10,100円	93,800円	256,700
建築物	平方メートル以 内のもの			円
	床面積が300	18,400円	124,900	321,600
	平方メートルを 超え1,000		円	円
	平方メートル以 内のもの			
	床面積が1,000	28,900円	157,300	415,200
	平方メートルを 超え2,000		円	円
	平方メートル以 内のもの			
	床面積が	86,800円	254,700	592,600
	2,000平方 メートルを超え		円	円
	5,000平方 メートル以内の もの			

床面積が 5,000平方 メートルを超え 10,000平 方メートル以内 のもの	137,400円	332,600 円	730,000 円
床面積が 10,000平 方メートルを超 え25,000 平方メートル以 内のもの	173,600円	399,800 円	862,900 円
床面積が 25,000平 方メートルを超 えるもの	217,000円	469,000 円	984,500 円

備考 この表において「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供  
する建築物をいう。

(3) 複合建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定 申請をする場合又は複	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定 める金額とする。この場合において、4の(1)

	<p>合建築物全体の認定申請をする場合</p>	<p>の表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) 一戸の住宅の用途に供する部分を有する場合</p> <p>ア及びイの金額を合算した金額</p> <p>ア 4の(1)の表に掲げる一戸建ての住宅の手数料の金額</p> <p>イ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた4の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額</p> <p>(2) 共同住宅等の用途に供する部分を有する建築物であって、住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合</p> <p>アからウまでの金額を合算した金額</p> <p>ア 住戸部分の総戸数に応じた4の(1)の表に掲げる共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</p> <p>イ 共用部分の床面積に応じた4の(1)の表に掲げる共同住宅等の共用部分の手数料の金額</p> <p>ウ 住宅以外の用途に供する部分の床面積に応じた4の(2)の表に掲げる非住宅建築物の手数料の金額</p> <p>(3) 共同住宅等の用途に供する部分を有する</p>
--	-------------------------	--

	建築物であって、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 (2) のア及びウの金額を合算した金額
複合建築物の住戸の部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、4の(1)の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
備考	
1 この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。	
2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅をいう。	
3 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。	
4 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。	

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則関係）  
 （亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	旅費条例別	(略)	(略)	旅費条例別
亀山市文化芸術推進審議会委員	(略)	表の消防長	亀山市文化芸術推進審議会委員	(略)	表の消防長
亀山市災害弔慰金等支給審査委員	日額 23,600円	の項に規定			の項に規定
会委員		する旅費に			する旅費に
(略)	(略)	相当する額	(略)	(略)	相当する額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）				
1 （略）					1 （略）				
2 借上げによる市営住宅の名称、位置等					2 借上げによる市営住宅の名称、位置等				
設置年度	名称	位置	構造	戸数	設置年度	名称	位置	構造	戸数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
平成24年度	井田川駅前住宅	井田川町591番地1	中層耐火4階	10	平成24年度	井田川駅前住宅	井田川町591番地1	中層耐火4階	10
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	平成27年度	野村団地住宅	野村一丁目10番7-101号、10番7-202号、10番7-203号、10番7-205号及び10番7-303号	準耐火3階	5
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)